資料１

神奈川県ライトセンターの事業に関する

あり方検討会報告書（案）

令和５年３月

神奈川県ライトセンターの事業に関する

あり方検討会

目次

はじめに １

１　神奈川県ライトセンターの現状と課題 ４

(1) 情報提供事業 ５

(2) 相談訓練事業 ７

(3) ボランティア育成事業 ９

(4) スポーツ振興事業 10

(5) 普及啓発事業 11

(6) その他 13

２　今後のライトセンターのあり方について 15

(1) 情報提供事業 16

　ア　視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援 19

　イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割 21

(2) 相談訓練事業 23

　ア　各地域に対応可能な相談訓練体制 29

　イ　視覚障がい児・家族支援 30

　ウ　ICTに関する相談訓練 31

(3) ボランティア育成事業 32

　ア　ボランティアの活動基盤 37

　イ　ボランティアの活動支援と養成 38

(4) スポーツ振興事業 39

　ア　地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援 43

　イ　ライトセンターのスポーツ施設 44

(5) 普及啓発事業 45

　ア　地域への積極的なアウトリーチの展開 49

　イ　市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携 50

　ウ　県民への視覚障がい理解の促進 51

(6) その他の提言 52

ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持 55

　イ　ライトセンターに備えるべき機能 57

　ウ　県民にとって利用しやすい施設であるために 58

おわりに 59

委員名簿及び開催状況

**はじめに**

ライトセンターは、昭和49年８月に設置され、その後、県内の視覚障がい者を対象に、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、その他視覚障がい者が利用する各種情報を製作し、提供等を行う身体障害者福祉法第34条を根拠とする視覚障害者情報提供施設として事業を継続してきた。併せて、各種相談・指導、視覚障がいに関するボランティア活動を志す方々の育成・指導も行うこととなった。

平成５年10月には、前施設の老朽化に伴って現施設の整備が行われ、それまでの視覚障がい者支援の機能を拡充させるとともに、新たにスポーツ振興機能が加えられる。全国で唯一の総合的な視覚障がい者支援施設として生まれ変わり、神奈川県の視覚障がい者にとって「重要な拠点」としての機能を今日まで果たしてきた。

一方、ライトセンターが点字図書館としての機能のみならず、相談支援事業やスポーツ振興事業を兼ね備えてからの30年間、障がい者を取り巻く社会の環境には大きな変化があった。

平成18年には、国連総会において障がいに関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が採択され、翌年には日本も署名を行い、条約締結に向けた国内法の整備が開始されることとなった。

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」では、平成23年８月施行の改正法において、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること等が、その目的に明記された。平成25年４月に障害者自立支援法改正により施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、地域社会における共生の実現に向け、様々な形で制度の見直しが図られてきた。

一連の障がい関連法の充実を受け、日本は平成26年１月に「障害者の権利に関する条約」を締結（批准）することとなった。「障害者の権利に関する条約」では、障がいを従来の「医学モデル」で捉えるのではなく、「社会モデル」として捉えている[[1]](#footnote-1)。「社会モデル」とは、障がいは主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題であり、例えば、足に障がいを持つ人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがないという建物の状況に原因があるという考え方である。本条約へ社会モデルの考え方が用いられたことにより、障がい者が直面する社会的障壁を減らしていく必要性とその取組みの重要性が世界に認識されることとなった。

平成28年４月には、障害者基本法第４条に基本原則として規定される「差別の禁止」をより具体的なものとし、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報取集」等を規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行された。

そして、令和元年６月には、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現するために、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、また、令和４年５月には、障がいがあることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい情報格差の解消を図るため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されている。

法律の動向を見てもわかるように、以前は、ライトセンターのような専門性の高い施設でしか提供され得なかった合理的配慮が、地域においても当たり前のように提供されるよう、共生社会の基盤を整えていくことが求められている。視覚障がいのある人もそうでない人も、自分が住み慣れた地域の中で、必要とするサービスを利用し、その人らしく生活していけるよう、直面する社会的障壁を取り除き、社会参加を促進させていく必要がある。

　現施設となってから30年が経過することを契機に、ライトセンターがこれまで果たしてきた役割を振り返り、視覚障がい者を取り巻く環境が大きく変化した現代社会において、ライトセンターの果たすべき今後の役割を検討するために、本検討会は発足した。

　検討会は、学識経験者、当事者団体、支援機関等の関係者６名から構成され、ライトセンターの行う５つの事業を中心とし、近年施行された読書バリアフリー法等の視点も含め、幅広い検討を行ってきた。

　また、視覚障がい当事者や支援者の意見をしっかりと今後のライトセンターのあり方に活かしていくため、複数の関係団体や機関[[2]](#footnote-2)にヒアリングへの御協力をいただいた。関係団体等へのヒアリングは、令和４年６月から同年７月にかけて事務局により実施され、詳細なレポートが第２回検討会の資料として公表されている。したがって、本報告書の提言は、こうしたヒアリングを通じた各団体や機関からの意見も踏まえたものとなっている。

大変多忙な中、本検討会やヒアリングの趣旨を理解いただき、御対応いただいた団体各位・当事者及び支援者の皆様には、この場を借りて心からお礼を申し上げたい。

　今後も、誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、県内全域の視覚障がい者を支える拠点施設として、ライトセンターが果たしていくべき役割について、次のとおり報告書をとりまとめる。

**１　神奈川県ライトセンターの現状と課題**

最初に、ライトセンターの沿革について、詳しく説明する。

ライトセンターの源流は、日本赤十字社の資料によると、遡ること昭和25年に日本赤十字社神奈川県支部により、点字図書「赤十字愛の文庫」を設置し、県内の盲学校等に点字図書の贈呈を行う事業の開始にあった。昭和30年からは、点字図書室を設置し、点字図書の貸出を開始した。

また、点字図書室では、点字習得のための点字講習会を開始し、この活動に参加された方々により昭和34年に「神奈川県点訳赤十字奉仕団」が結成され、現在では、県内の視覚障がい者支援に大きく貢献されている「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」へと変遷してきた。

昭和36年頃から、社会的に視覚障害者福祉施設の設置が要請されるようになり、県では、「視覚障害者更生援護施設建設構想」を打ち出し、図書館への出版機能と点訳・朗読奉仕者の機能を付加し、日本赤十字社神奈川県支部に運営を委託する形で、昭和40年に横浜市中区根岸に「神奈川県点字図書館」を設置した。

その後、点字図書館では、録音図書の製作・貸出や、視覚障がい者とボランティアの交歓行事、学校等への普及啓発活動など、多種多様なニーズに応え、年を追うごとに事業活動を拡大し、施設の拡充が必要となった。

こうした背景を受け、昭和49年8月、現在地の横浜市旭区に神奈川県ライトセンターは誕生した。センターは、視覚障害者の総合的に支援する施設として、点字図書館時代からの情報提供事業やボランティアの育成事業に加え、視覚障害乳幼児指導・日常生活指導・コミュニケーション指導、歩行訓練等を実施する指導訓練事業、一般県民に広く視覚障害や視覚障害者の理解を深めてもらう普及啓発活動の新たなサービスを開始した。

ライトセンター設立から10年を迎えた昭和58年、旧身体障害者更生指導所を改修した施設の老朽化と長期展望立って全面的に見直し、再整備を行うための「神奈川県ライトセンターあり方委員会」が設置され、ライトセンターのあり方について、提言がなされた。県ではこの提言を受けて、ライトセンターの役割及び機能について検討を行う「神奈川県ライトセンター検討会」を組織し、再整備に向けた検討を行った。

平成5年8月、現在のライトセンターが竣工し、当時のニーズに即応したサービスの展開を目指してスタートした。センターは、情報提供事業、指導訓練事業、ボランティア育成事業、普及啓発事業の拡充にとどまらず、体育館、温水プール、卓球室、トレーニングルーム、ジョギングコース、グラウンド等の視覚障がい者専用のスポーツ施設を設置する全国唯一の施設となっている。

現在の施設の整備から約30年が経過し、施設の老朽化もさることながら、視覚障がい者が住み慣れた地域でその方らしく安心して生活するために必要な支援を更に普及させる役割が求められる等、ライトセンターのあり方を再検討すべき時期に差し掛かっている。

以上のライトセンターの沿革を踏まえ、現在のライトセンターを形作る５つの事業の内容、その現状と課題について触れていく。

**（１）情報提供事業の事業内容及び現状と課題**

**【事業内容】**

〇　点字や録音図書（デイジー（CD））等の製作、閲覧、貸出等

〇　インターネットを通じて、視覚障がい者に様々な情報を点字や音声で提供する「サピエ」を活用した読書環境の提供

〇　ニーズに応じた個人的な資料などの製作や対面で音読するプライベートサービスの実施

〇　ホームページやメールマガジン、ライトセンターだよりを通じた各種情報提供の実施

**【現状】**

（製作について）

〇　点字、録音図書、雑誌の製作・発行を行っており、その多くが神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団（以下、「視援奉」という。）の協力によって作成されている。

〇　利用者からの意見や要望も踏まえ、蔵書数は毎年度増冊している。

〇　録音雑誌については、全国最多の発行数となっている。

〇　他館では製作困難である難易度の高い図書の製作も行っており、完成した図書の質についても、利用者や他館から高い評価を得ている。

〇　図書の製作は利用者からのリクエストも受けて、その中から選書委員会で選書をして製作をしている。ライトセンターだより等で図書のリクエストの呼びかけをしているが、応募は少ない。

〇　録音図書、デイジー図書へのニーズが圧倒的に多い。録音は、今までのUSBを使った製作からパソコン録音に移行しており、作業にあたるボランティアの勉強会や録音環境の整備を進めている。

〇　インターネット（サピエ）では、他の点字図書館等と重複製作ができないという決まりがあるので、図書館同士の製作の奪い合いも起こっている。ライトセンターで製作する本が面白くないという声もあるが、全国的に見れば種類が多数増えている状況を説明している。

（貸出数について）

〇　来館等による貸出件数は減少傾向にあるが、インターネット（サピエ）により広く蔵書を提供している。

〇　ボランティアの協力により製作している拡大図書だが、利用は多くない。横浜の特別支援学校に利用ニーズを調査しているが、タブレット端末の活用を推進していることもあり、ニーズは少ない。拡大図書のヒアリングは、県内の学校等にも広げて聞いていく予定である。

（プライベートサービスについて）

〇　プライベートサービスでは個人からの依頼に応じて製作を行っており、説明書やパンフレットの作成等にも対応している。内容、ボリューム、ルビの有無等で、製作の時間は左右されるため、提供までの時間は都度異なる。

〇　コロナ禍なので、サービスの提供はオンラインでも行っている。

〇　近年、インターネットを利用した図書サービスが提供されていることから、障がい者からの利用に関する相談窓口を設置し、サービスを利用するために必要なパソコン設定等を手伝うボランティアを派遣している。

（各種情報提供の実施について）

〇　コロナに関する情報を高頻度で発出したこともあったが、頻度が多い、不安になる、文字が多いなどの意見があり、県からのコロナに関する重要なお知らせ等以外は、定期発行にとどめている経過がある。

**【課題】**

〇　各人が望む形でのよりアクセシブルな情報、欲しい時に時間差なく手に入る情報等、利用者のニーズに合った図書や情報の提供が必要である。

〇　外出ができない、インターネットが使えない等、情報を得られにくい視覚障がい児・者にも必要な情報を届けられる体制の強化が必要である。

〇　読書バリアフリー法の施行により、障がい者が利用しやすい図書館の体制整備や書籍の普及など、読書を楽しむことができる環境のさらなる整備が必要である。

〇　ICTやテクノロジーを活用し、視覚障がい者が多種多様な情報にアクセスしやすくするための取組みが必要である。

**（２）相談訓練事業の事業内容及び現状と課題**

**【事業内容】**

〇　相談及び訓練…視覚障がい者及びその家族、関係者からの日常生活全般、白杖・歩行、点字、心のケアや、パソコン、スマートフォン、タブレット等のIT機器の使用方法等への相談に電話・来所・訪問により対応

〇　視覚障がい児指導及び保護者支援…特別支援学校の教員や視覚障がい児の保護者等と連携しながら、地域を超えて交流と情報交換の場を提供

〇　コミュニケーション指導…点字の個別指導や利用者のニーズに合わせたパソコン操作のマンツーマンサポートを実施

〇　在宅援助活動…視覚障がい者の自宅等に出向き、代筆・代読、衣類や書類の整理等、視覚障がい者が必要とする様々な支援を実施

* 視援奉の活動として実施

〇　デジタル機器個別相談会…ＩＴ機器の基本操作練習、興味のある機器の操作体験および相談会を実施

〇　視覚障がい者向け相談＆機器体験会…関係機関や企業に呼びかけ、ワンストップサービスを目的に地域に出向いて実施

〇　利用者交流広場の開催…利用者同士が気軽に情報交換できる場としてサロンを設け、フリートークの他、スマホ・タブレットや点字、外出等をテーマとした懇談形式で実施

〇　専門研修の受入や他団体への事業協力…国の実施する研修や視察、他団体が実施する視覚障がい児・者を対象とした行事への協力

**【現状】**

（相談・訓練の内容と支援件数について）

〇　支援内容は、日常生活訓練、歩行訓練、ＩＴ機器の操作相談、読書機器の操作支援、点字指導、幼児相談、こころのケアなど、多岐にわたっている。

〇　平成28年度から令和元年度にかけて、相談・指導訓練の支援件数は増加傾向にあり、視覚障がい者及びその家族等への電話・来所・訪問による相談支援、白杖・歩行、点字、パソコン等の指導訓練は、視覚障がい者の生活を支えるための機能として、重要な役割を果たしている。

〇　視覚障がい児に対する支援機能が少ない。

（地域に出向いての相談・訓練について）

〇　ライトセンターへの来館による相談・訓練だけではなく、県内各地に職員が出向いての支援を日常的に行っている。現在、相談担当の職員が４名（内、歩行訓練士３名、ピアカウンセリングの職員1名）の体制で支援を行っており、把握している限りでは待機者はいない。

（視覚障がい児への相談・訓練について）

〇　幼児指導（通称：ひよこ教室）は、ライトセンターにて定期的に開催していたが、スタッフ複数名が待機していても利用者が誰も来ない状況があった。県および関係各所と調整を行った結果、約1年間の周知期間を設けた上で、集合型の定期教室としての機能を終えた経過がある。

〇　その後、現在のキッズルームに模様替えを行い、子ども・保護者同士の交流の場を提供するとともに、視覚障がい児や保護者対象のイベント等を継続的に開催している。

**【課題】**

〇　高齢化社会に伴う中途視覚障がい者の増加等も考えられ、今後さらにニーズの増加が見込まれる相談・訓練の機能は、さらなる充実を図る必要がある。

〇　視覚障がい者が主な対象となっている専門的な指導や訓練の対象を、視覚障がい児にまで拡大する見直しが必要である。

〇　ICTを活用し、視覚障がい児・者が、より安心安全な生活を送れるようにするための取組みが必要である。

**（３）ボランティア育成事業の事業内容及び現状と課題**

**【事業内容】**

〇　ボランティア養成講座…点訳・録音・誘導・拡大写本・スポーツ＆レクリエーションボランティア講座等の各種養成講座を実施

〇　ボランティア研修…視覚障がい者支援の技術向上を図るための研修を実施

〇　ボランティア団体等の指導育成…県内の視覚障がい者支援に関わるボランティア団体の活動を支援

**【現状】**

（ボランティアの養成について）

〇　ライトセンターは、視援奉と車の両輪となり、ボランティアの養成や活動支援を実施してきた。

〇　点字・録音図書の製作、外出時等の誘導、在宅者の援助、パソコンやスマートフォン等の利用支援等を行うボランティアを養成する他、ボランティア活動の拠り所となっている。

〇　視援奉や県内のボランティアグループから講師の派遣を行い、ボランティア養成や勉強会に対応している。

（視援奉について）

〇　現在の施設が開所して以降、700人以上のボランティアの登録があり、施設の運営や地域で生活する視覚障がい者の生活を支えている。

**【課題】**

〇　新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の理由により、視援奉登録者数は500人台に減少している。

〇　ボランティアは、ライトセンターの運営を支える要となっている他、県内各地域の視覚障がい者の生活を支える重要な役割も担っており、今後も一人ひとりのニーズに応えられる支援を安定的に継続するためには、ボランティアのさらなる育成が必要である。

〇　社会環境やライフスタイルの変化等の影響を受け、ボランティアの人数は減少傾向にある。その一方で、障害者差別解消法や読書バリアフリー法の施行等により、録音図書やデイジー図書等への対応ニーズは増加が見込まれるため、ニーズに見合ったボランティアの養成や活動支援の検討が必要である。

**（４）スポーツ振興事業の事業内容及び現状と課題**

**【事業内容】**

〇　スポーツ活動の場の提供…視覚障がい者用の体育館、プール、トレーニングルームの提供

〇　スポーツ教室等…視覚障がい者の健康増進を図るため、水泳や肩こり腰痛ケアなど、各種スポーツや健康体操教室などを実施

〇　スポーツ大会への協力等…フロアバレーボールや卓球等を他団体と共催

〇　地域スポーツ振興…地域に出向いて、各地で活動するボランティア等に視覚障がい者向けスポーツを紹介するなど県民や視覚障がい者にスポーツを楽しんでいただく機会を創出

**【現状】**

（ライトセンターのスポーツ施設について）

〇　視覚障がい者専用の体育館、プール、トレーニング室等のスポーツ施設を備えた施設は、本県独自のものとなっている。

（ライトセンターのスポーツ施設の利用状況や利用者数について）

〇　スポーツ施設利用者は、施設所在地周辺の利用者が多く、利用者も固定化傾向にある。

〇　スポーツ施設設置当初から、スポーツ施設の利用者数は少なく、特にプールについては利用者数が伸びなかった。過去には、視覚障がい以外の障がい者の利用を認めたこともあったが、視覚障がい以外の障がい者の利用が増加したことで、視覚障がい者から利用がしにくいという声も上がった。事故が起こったこともあり、視覚障がい者のみの利用に戻した経過がある。

〇　夜間利用について、安全管理上スタッフを複数名配置していたが、利用者が少ない状況が施設設置当初から見られた。利用者ニーズ調査等を行い、夜間利用を停止した時期や再開した時期もあったが、利用状況の変化が見られなかったため、最終的に夜間利用を停止した経過がある。

（ライトセンターのプールについて）

〇　老朽化に伴い、プール槽、ボイラー等の付帯設備の交換等について再整備が必要な状況にあり、令和２年度から利用を停止している。

〇　プールの再整備費、運営にかかる光熱水費、人件費、修繕費等の経費が大きい一方で、利用実人数は少ない状況がある。

（地域におけるスポーツの振興について）

〇　県内各地域でのスポーツ振興については、ライトセンター設置当初から重視してきた。県内各地に出向いて体験教室等も開催してきたが、参加者は非常に少ない。

〇　県内のスポーツ施設へのアンケート調査や利用状況の聞き取り、対応が必要であればスタッフを派遣したアドバイスを行う等の支援を継続してきたが、スポーツ施設からの派遣や相談のニーズは少ない状況である。視覚障がい者のスポーツ施設利用自体が多くないという声も聞いている。

**【課題】**

〇　視覚障がい児・者が、県内のどこの地域に住んでいても、身近な場所で安心してスポーツを楽しめる環境の整備が必要である。

〇　共生社会におけるスポーツ活動の場とは、どのようにあるべきかということを踏まえて、ライトセンターのスポーツ振興事業について検討していく必要がある。

**（５）普及啓発事業の事業内容及び現状と課題**

**【事業内容】**

〇　広報

・　機関紙「ライトセンターだより」の発行…点字版・録音版・拡大文字版は利用登録者に、墨字版は県内ボランティア団体および関係機関に配布

・　ホームページによる情報提供…ボランティア養成講座、視覚障がい者への各種教室のお知らせ、ライトセンターだより墨字版・点字版の掲載等、ホームページに情報を掲載

・　メルマガの配信…各種教室の参加募集や、タイムリーな情報提供の手段として、メール配信（メルマガ）を実施。センター全体、キッズ、図書情報の３種類を発行

〇　啓発活動

・　施設公開…視覚障がいについての理解促進を目的として、視覚障がい者・晴眼者を対象に施設公開を開催。見えにくさの体験（ロービジョン体験）、誘導体験、点字や録音の体験等も行い、ライトセンター事業についても紹介

・　移動ライトセンター…県内各地のイベント等に出向き、視覚障がい者の日常生活用具や各種機器の展示、点字体験、並びにボランティア相談等のライトセンター事業を紹介するなど、視覚障がいについて理解を深めるための活動を実施

〇　交歓活動

・　クラブ活動…英会話、オカリナ、カラオケ、コーラス、サウンドテーブルテニス、サウンドテニス、社交ダンス等、全36クラブが活動する他、クラブ活動の行事への協力

・　理解促進活動…小学校、中学校、高等学校、各種専門学校等を対象に、視覚障がいについての理解促進を目的にした「視覚障がい理解のための福祉教室」を開催。また、小中学校教職員、小中学生および保護者、ホテル従業員等のサービス事業所の社員を対象とした教室も開催

・　施設見学…各種団体や個人の見学希望者に対し、施設をより理解してもらうための「施設見学会」を実施

・　日常生活用具の普及…展示コーナーにて日常生活用具を展示

**【現状】**

（普及啓発について）

〇　県内各地に出向いての視覚障がいに関する様々な情報発信、各種福祉教室の開催等、視覚障がいや視覚障がい児・者の理解促進のための活動を継続している。

（普及啓発活動への参加者数について）

〇　普及啓発活動には、毎年度一定の参加がある。

（関係機関への普及啓発について）

〇　県内市区町村（手帳交付の窓口職員）および社協にライトセンター職員が出向き、ライトセンターの存在や事業内容の説明を行ってきた。

〇　眼科医、神奈川県生活技術研究協議会等の関連機関との連携を行　　っている。

**【課題】**

〇　新型コロナウウイルス感染症感染防止の影響により、集合型の普及啓発活動が実施しづらくなっており、オンライン等を活用した普及啓発が必要となっている。

〇　視覚障がい者が、住み慣れた場所で、必要な社会資源やサービスを利用しながら、安心安全に生活していけるよう、視覚障がい者が直面する社会的障壁を取り除き、社会参加の一層の促進を図る必要がある。

**（６）その他**

（指定管理者制度における運営状況と課題について）

〇　平成18年度から導入された指定管理者制度による影響は大きい。指定管理者制度への移行は、サービス向上と経費節減が目的とされたが、施設運営には経費節減の影響が非常に大きく出ている。

〇　委託運営時は正規職員29名を定数として運営していたが、指定管理者制度導入後は、管理費、事業費の削減のみならず、さらなる経費節減を行わなければいけなくなり、結果的に人員削減が必要となった。その結果、令和３年度末は正規職員が18名まで削減されている。夜間利用の停止や幼児指導事業の終了は、利用者減少以外にも経費節減の影響を大きく受けている。

〇　経費節減をしても指定管理上の業務は減らないため、安全に事業を行うためには、正規職員を非正規職員に転用し職員数を確保せざるを得ない。当初は経費節減の効果もあったが、国の同一労働同一賃金の考え方や、非正規職員の処遇改善の法整備などもあり、経費削減の効果は少なくなっている。

〇　ライトセンターの指定管理期間は５年間と定められているが、これが雇用の継続性に大きな影響を生んでいる。中長期的な視点に立った事業運営は、指定管理者制度、かつ５年の指定期間というものでは現実的に難しい。

〇　正規職員と非正規職員とのモチベーションの違いや、継続した雇用の難しさ等の影響がある。雇用の不安から離職する職員も出てきているため、専門性が求められる職員の雇用や、雇用の維持も容易ではなくなっており、専門性の維持が難しくなっている。

**２　今後のライトセンターのあり方について**

次に、これまでの検討会の議論を元に、ライトセンターが今後取り組むべき事項について、柱となる５つの事業ごとに整理を行うこととするが、整理に当たって、現在、県が進めている「当事者目線の障がい福祉」について、触れておきたい。

県においては、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会を実現するため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が令和４年10月に公布され、令和５年４月に施行される予定となっている。

「当事者目線の障がい福祉」について、条例では、「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。」との定義がなされている。

また、条例においては、基本理念として、下記の６つが規定されている。

1. 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること
2. 障害者一人一人の自己決定が尊重されること
3. 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること
4. 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること
5. 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること
6. 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと

これらの基本理念は、今回のライトセンターの事業に関するあり方の検討においても、重要な内容であり、本報告書による提言では、視覚障がい当事者の「当事者目線」を大切にしながら、目指す未来や方向性について整理を行っていくこととする。

　また、１つの事項において、構成員より複数の意見や考えが出されていたものに関しては、その複数の意見を提示する方法をとることとしたい。

**（１）情報提供事業**

ライトセンター運営の柱となる５つの事業のうち、情報提供事業は、点字図書「赤十字愛の文庫」の設置から始まったライトセンターのルーツとなる事業ともいえ、現在もその根幹をなす重要な事業である。

検討会においては、ライトセンターが行ってきた点字図書の内容や貸出等に関する意見は少なく、これはライトセンターが全国的に見ても先進的な点字・音訳図書等の製作・提供を行い、利用者のニーズに応え続けてきたことの現れであり、利用者の製作図書への満足度は高く、一定の評価を得ているものと思われる。

一方で、図書の製作に関わる人材に関すること、ホームページやメールマガジン等による各種情報提供のこと、プライベートサービスの提供のこと等に関する意見が多く、冒頭でも触れた「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関連した取組みについても、意見が挙げられていた。

構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* 1人ひとりのニーズにあったアクセシブルな情報提供
* 図書館サービスの充実に向けた点字図書館の役割
* 誰もが利用しやすいプライベートサービス
* 読書バリアフリー法等への対応

【1人ひとりのニーズにあったアクセシブルな情報提供】

〇　視覚障がいは情報障がいとも言われるところもあり、１人ひとりのニーズに基づいた柔軟な情報提供が極めて重要である。

〇　当事者団体に430名前後の会員がいる中で、およそ４人に１人はメールも点字も使えないが、受信したメールだけは読めるという人もいる。どこに何の情報があるかわからないからこそ、たくさん情報を出してほしいという要望がある。自分で調べて情報を集められる人はよいが、どんな情報がどこにあるかわからない人への支援が必要である。

〇　どういう形式で情報を出していればよいということではなく、それぞれの人が必要とする形式に限りなく近づけて提供を行うことが大切である。

〇　ライトセンターだよりはメールでも配信すればよい。ホームページに掲載してあっても、パソコンスキルのある人でないと見ることができない。メールマガジンであれば、配信されれば読むことができる。

〇　選挙公報やライトセンターだよりの封筒に、点字がない。内容物が何か開けてみないとわからない。

〇　ライトセンターのホームページを見ると、探したい人が必要な情報をすぐに見つけられる構造になっていない。例えば、関係機関についても電話番号を載せるだけではなく、リンクを貼ってもらう等の工夫が必要である。

〇　選挙公報がライトセンターの登録者には送られるが、登録者以外には送られて来ないという問題がある。これはライトセンターの問題ではなく、県がどうやって県民に対して必要な情報提供をしていくかという問題である。県としてどうしていくかを検討し、必要に応じてライトセンターとの関係の中で取組みを進めていってほしい。

〇　障害者総合支援法では、地域生活支援事業の市町村事業としての同行援護と居宅介護支援の中で代筆・代読の支援を受けられるが、全国的に取り組みが弱い。ライトセンターでは、これまで視援奉が先駆的に代筆・代読の支援を行ってきた。

○　在宅で生活する視覚障がい者にとって重要な代筆・代読等の支援について、より質の高い専門的なサービスとして対応できるよう、これまでの支援に加え、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた代筆・代読の支援者の養成を行う体制を整える必要がある。

　【図書館サービスの充実に向けた点字図書館の役割】

〇　ライトセンターでは、視覚障がい者に利用しやすい書籍を広く提供してきたが、サピエ図書館やデイジー図書等の郵送をしてくれることについて知らない人もいるため、読書にたどりつけない視覚障がい者がいる。必要な情報が当事者にしっかり伝わるように広報して欲しい。

〇　インターネットが使えない、ライトセンターまで足を運ぶことができない等、現状のライトセンターから必要な情報を得られにくい視覚障がい児・者にも、県内の点字図書館が連携し、必要な情報を届けられる仕組みが必要である。

【誰もが利用しやすいプライベートサービス】

〇　ライトセンターでは、個々の視覚障がい児者のニーズに対して、点訳、音訳等のプライベートサービスを実施しているが、説明書などスピーディな対応が必要なものについて、依頼してから納品までの時間がかかる。

〇　プライベートサービスについて、ワンストップ窓口としてライトセンターが相談を受け、県内のボランティア団体に広く作業を依頼してはどうか。

〇　デジタル化についていけない視覚障がい者がいる中、アクセシビリティに関する相談支援が神奈川県では足りていないと感じる。プライベートサービスで行われているICTの支援について、その拡充を行うべきである。

〇　仕事をしていてもタイムリーにプライベートサービスを利用できる仕組みを作ってほしい。

〇　拡大写本について、平成16年以降は文科省によりボランティアの製作した教科書も認められ、また、教科書出版社より２～３種の拡大教科書を供給する努力義務が課せられ、需要が見つけづらくなっている。拡大写本は、視覚障がい者だけを対象としているわけではなく、ニーズのある様々な人にもっと利用してもらえるようになるとよい。

【読書バリアフリー法等への対応】

〇　ライトセンターは、点訳を初めとして様々なアクセシブルな図書について、全国的にも先駆的な取組みを進めてきたが、このライトセンターをもつ神奈川県として、読書バリアフリー法の基本計画が整備されていないのは残念である。

〇　読書バリアフリー法とともに、その後成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」への対応も重要であり、ライトセンターの今後の機能については、この２つを合わせて考えるとよいのではないか。

〇　読書バリアフリー法に関しては、ぜひライトセンターが中心になり、障がいの有無にかかわらず全ての県民が文字・活字文化の恵沢を享受できる環境が維持継承できるようにしていく必要がある。

〇　読書バリアフリー法における、図書の製作人材・図書館サービス人材の育成等は、とても重要なところだが、県内には、高い専門性を持ったボランティアが多数いる。そのボランティアグループ数が減少しているなど、高い専門性を持つ人材の養成・確保について、今後のセンターの役割の中で、読書バリアフリーや情報保障と絡め、大切な柱として位置づけておく必要性がある。

以上が、情報提供事業に関する意見である。これらの意見を受け、「視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援」「読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割」の２点に分けて、ライトセンターが今後取り組むべき事項を以下に提言する。

　また、ここでは、ライトセンターで活動する「視援奉」、今後養成を検討するであろう障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた「点訳奉仕員・朗読奉仕員等」を、分けて表記していくこととしたい。

**ア　視覚障がい者への情報提供と意思疎通支援**

（提言）

* ライトセンターが行う各種情報提供については、利用者のニーズに合わせたそれぞれの方法により、引き続き情報が提供されるべきである。
* 利用者満足度調査等を用いて、メールマガジンやホームページ等のあり方についても、当事者の定期的なニーズの確認を行っていくべきである。
* 併せて、一般の事業者や官公庁が提供するべき合理的配慮のための点訳や音訳等について、必要な情報の発信等をライトセンターが中心となって積極的に行っていくべきである。
* 視覚障がい者一人ひとりのニーズに対応した情報提供ができるよう、視覚障がい者が必要とするアクセシブルな情報について、身近な生活圏である市町村等への技術の提供、支援を展開していくことも含め、運営体制の充実を図るべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。
* 在宅における代筆・代読支援の専門的なサービス提供体制を整えるために、県が主体的に市町村へ支援者の養成や派遣等の働きかけ等に取り組むべきである。
* 視覚障がい者が、点訳、音訳、拡大写本等のプライベートサービスを必要とする時に、速やかに提供が行えるよう、県内各地域のボランティア団体、関係施設等と連携し、ライトセンターとしてワンストップ窓口の機能を設けるべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体や関係施設等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

（考えられる効果）

* 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」で謳われているように、障がい者が必要な情報を健常者と同じように得られるよう、県としてより一層の推進を行うことができる。
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成、認定登録の仕組みを構築することで、点訳や音訳、代筆・代読等の質が一定に保たれ、安定的にサービスが提供されるようになる。
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等を県として養成登録していくことで、読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて増加が見込まれる点訳や音訳への製作ニーズにも対応していくことができる。
* 現状では提供に半年前後の時間を要する音訳についても、朗読奉仕員として人員がある程度確保されることで、よりタイムリーな図書提供が可能となる。プライベートサービスへのニーズにも応えやすくなる。
* 視覚障がい者が必要とする専門性の高い代筆・代読支援を安定的に提供できるようになる。

**イ　読書バリアフリー法におけるライトセンターの役割**

（提言）

* 読書バリアフリー法では、障がい福祉分野で所管する点字図書館だけでなく、地域の公共図書館や学校の図書館を所管する教育関係機関等による幅広い取組みが求められており、まずは、県庁内関係部局で取組みに関する現状の把握を行うべきである。
* 更に、関係部署連携会議関係者及び有識者等による「読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）」等を立ち上げ、計画の内容や関連施策について検討を行い、県としての読書バリアフリー計画を明確なものとすべきである。
* 県庁内の関係部署連携会議や読書バリアフリー法施策検討委員会（仮）等の動向を受け、ライトセンターが点字図書館として担うべき役割を、改めて検討していくべきである。
* ライトセンターは、全国的に見ても非常に先進的な情報提供に関する取組みを行ってきた。数多くの高品質な蔵書を提供してきている実績があるため、その作成スキルやノウハウ、そして蔵書を学校等の教育関係機関へどのように展開していけるか、教育関連部署とともに検討をしていくべきである。
* ライトセンターの蔵書等について、視覚障がい以外の利用希望者（肢体不自由や識字障がいのある人）へも視覚障がい者同様無償で提供ができるよう、県がその経費を捻出する等、図書の提供方法について検討していくべきである。
* 障がいがある方のICT利活用支援として実施している「かながわ障害者IT支援ネットワーク」において、読書バリアフリーに関するページを作成し、視覚障がい者等への積極的な情報提供や支援を行うべきである。ライトセンターはその取組みに協力するなど、支援の拡幅を図るべきである。

（考えられる効果）

* 全ての人が読書を楽しめる環境を整備していくことで、多くの知識やさまざまな文化に触れることができ、視覚障がい者等がより豊かな人生を送ることにつながる。
* 取組みに関する庁内の関係課との連携強化及び当事者のニーズに照らした読書バリアフリーの効果的な実践が図られる。
* 読書バリアフリー法の対象となる、肢体不自由や知的障がい等の方に配慮した図書の提供、読書環境の整備が図られる。
* 点字図書館等とICTサポートセンターとの連携により、ICT機器や端末等からの情報の入手支援が円滑に行える。
* ライトセンターや図書館等に来られない視覚障がい者が、インターネットへのアクセス（ICT利活用支援の利用）で、必要な情報を入手できるようになる。

**（２）相談訓練事業**

　視覚障がい者や家族からの相談、そして生活に必要な訓練を行う相談訓練事業は、視覚障がい者の日々の生活や安全に直結する事業のため、検討会やヒアリングにおいて様々な意見が出されており、活発な意見交換がなされた。

構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* 歩行訓練の必要性と地域での訓練
* 乳幼児相談支援体制の必要性
* ライトセンターへ繋がれていない人へのアウトリーチ支援
* 生活に欠かすことのできないICT訓練の充実

　【歩行訓練の必要性と地域での訓練】

〇　移動の安心安全というのは視覚障がい者にとって重要なことであり、自立的な移動という視点が極めて重要である。

〇　見えなくなっていく状況の中で、その時に必要な歩行の方法を教えてもらえることが重要。どこにも出かけられないのではないかと不安になったが、安全な歩行方法などを細かく指導してもらったことで、出歩けるようになった。

〇　障害者総合支援法の障害福祉サービス同行援護等は、契約と予約が必要である。ライトセンターの歩行訓練は、急ぎの時にも対応してもらえ、単発での訓練もできる貴重な存在である。

〇　どこかに通所して歩行訓練をするだけではなく、住み慣れた地域で受けられる歩行訓練が必要である。生活環境の変化があった際などには、再度歩行訓練が必要になる。地域を訪問しての歩行訓練について、気軽に相談できるようにしてほしい。

〇　歩行訓練の更なるニーズは、ライトセンターまで上がっていないのかもしれないが、必要としている人はもっといるかもしれない。県として、ライトセンターとは別に、県域全体の歩行訓練の状況を考えて欲しい。

　〇　歩行訓練だけではなく、街づくりの問題（例えば、音の出る信号機設置が必要な場所や点字ブロックの改修が必要な場所等）があった場合に、それについて専門的なアドバイスを行う役割も引き続き担ってほしい。

【乳幼児相談支援体制の必要性】

〇　単一視覚障がいだと経過観察となり、８歳頃まで視覚障がいの判定をもらえず、手帳を持てない子どももいる。そのため、同行支援や療育のような障害福祉サービスの支援を受けることができないこともある。

〇　ひよこ教室がなくなって、幼児期における保護者の横の繋がりがほとんどなくなってしまった。盲学校へ個別に相談に来ている方についても、他の保護者に会うことはない。他の幼児を見ることもないので、保育に関して少し不安であるという声を聞いている。

〇　乳児から６歳程度の子を持つ保護者が相談できる機会が必要である。育児のこと、福祉のこと、障がいのこと、すべてがわからないので、相談を定期的にしてもらうことで、保護者の育児の孤立を防ぐことが重要である。子どもの年齢が小さいうちは保護者が支援するものだと言われてしまうことも多く、育児の孤立で心身のバランスを崩すケースも多い。

〇　コロナ禍になってからは、年に数回ライトセンター主催のオンラインの幼児相談会があるが、日頃から子どもたちを知っている人へ相談できる訳ではないので、一般的な育児相談と同じようになってしまっている。その子どもによって育ち方も違うため、定期的に対面で会えたり、普段の様子を見てもらっての相談ができたらよい。

〇　各盲学校でも管轄の病院を回ってパンフレットを渡す等の努力をしているが、パンフレットを見ただけでは直接相談は来ない。資料を渡されても本人がそれを読めず、子どもの場合には特に自分で判断はできない。常時相談が受けられて、電話や巡回でも丁寧な相談ができるような役割が重要である。ライトセンターには、かつてひよこ教室があり、現在も幼児の相談は受けているので、これをしっかりと守っていく必要がある。

〇　聴覚障がいに関しては、国が主導して早期発見から相談体制の構築までモデル事業が展開されている。聴覚障がいと視覚障がいはよく似ているところがあり、発見が遅れると後で取り返しがつかないことになってしまうため、聴覚障がい同様、早期発見や相談の仕組み作りには取り組んでいかなければならない。

〇　盲学校に行かずに、通常の学級に通っている子どもへの支援は、盲学校がアウトリーチで行う支援と合わせて、保護者間や保護者と当事者との連携が必要ではないか。その点で、当事者団体との関わりも重要である。

〇　県内の１つの場所に集まり支援を受けることについて、特に乳幼児やその家族に関しては難しいため、各地域に出向く形（アウトリーチ）がよい。そのためには、地域（市町村）での経験値を増やす手伝いを、ライトセンターが担うことが重要である。

○　盲学校の相談時間は平日の昼間のため、保護者が夫婦ともに就業している場合、相談に行けないこともある。ライトセンターで乳幼児相談を実施していた際は、土日も相談を受け付けており、役割分担ができていた。

【ライトセンターへ繋がれていない人へのアウトリーチ支援】

〇　相談・訓練に関しても、ライトセンターからアウトリーチをかけていく必要がある。相談員をライトセンターから派遣して相談や用具の説明を行い、市町村やボランティア団体等と連携してサービスに繋げる。

〇　県西部の視覚障がい者数とライトセンターでの相談対応件数で考えると、ライトセンターまで寄せられない様々な相談が、県西部にはもっとあるのではないか。ライトセンターの対象は県全域であり、県西部の対象者にもどのように支援を届けていくのか考えていかなければならない。

〇　現在のライトセンターの人員体制では、既存の事業をやりながら地域へのアウトリーチによる支援を実施することは厳しい。ライトセンターのみでアウトリーチ支援を行うのではなく、県内の視覚障がい関係機関で役割分担をしていけばよいのではないか。利用者にとっても、複数選択肢がある方がよい。県西部などの方にも対応していけるような仕組みは必要である。市と県との連携も重要となってくる。

〇　アウトリーチによる支援の実施に当たっては、眼科等の医療的なアプローチもなければ、訓練や相談が進展しないという状況も考えられる。

〇　また、アウトリーチを効率的に行うためには、ライトセンターから出ていくことだけでなく、県央地域や県西地域へのサテライトオフィス等の設置が必要である。

○　医療・福祉・教育の分野では、それぞれ必要な支援を視覚障がい児者や家族に提供しているが、それぞれの機関がつながり合い、切れ目のない支援を提供する体制が重要なものとなってくる。

〇　医療機関から相談支援機関にすぐに繋がるのは、難しい面がある。例えば、イギリスでは、ECLO(Eye Clinic Liaison Officer)[[3]](#footnote-3)という制度があり、病院内で失明を告知するときに、教育や福祉の支援等について、その場でコーディネートをしていく相談支援の専門家が配置されている。精神的なケアや家族の支援も、イギリスの制度の中には入っている。日本でも、日本視覚障害者団体連合が事務局となって研究を展開している。

【生活に欠かすことのできないICT訓練の充実】

〇　ICT（スマホやパソコン）の訓練の強化をしてほしい。ICTの活用について、デジタル化についていけない視覚障がい者もおり、サポートは重要である。アクセシビリティに関する相談支援が、神奈川県では足りていないと感じる。

〇　視覚障がい者向けにパソコン訓練ができる、専門的な人材を育ててほしい。ITサポートでは、最近は仕事復帰の際に操作を教えてほしいというニーズが増えている。しかし、ボランティアで教えている中では仕事で使う個人情報等は扱えない。ライトセンターが遠くて通えない方や、仕事でパソコン等を使うための訓練ニーズも今後は増えていくはずであり、どのように対応するのか考えていく必要がある。

〇　視覚障がい者にとってICTは、音声パソコンが出た頃からとても重要な技術である。かつてはある程度パソコン等が操作できる人に限定されていたものが、今やICT機器は日常生活に欠かすことができないところまで広がっている。視覚障がいのある方々がICT機器を使いこなすためには、それなりの練習や訓練を受ける必要性があり、今後ますますこのICT機器を視覚障がい者が使えるようにしていくためには、いろいろな訓練を受けられるような体制が重要になる。

〇　ログインの問題やパスワードの管理について、例えば、視覚障がい者がパソコンやスマートフォンを音声システムで利用している時に、パスワードを読み上げる設定にしておくと、周りの人に全部わかってしまう。どう設定していくかというのが非常に重要な話になる。また、様々なフィッシング詐欺があって、メール等についているURLを不用意にクリックすると、その場で詐欺に引っかかってしまうというケースもある。視覚障がいのある人がインターネット等を活用する際に、どんな問題があるかということをしっかりと把握した上で、情報提供する窓口が必要である。

〇　視覚障がい者のZoom利用の支援にしても、通常のZoomにつなげ　るだけならば多くの方が何回か練習すればできるようになるが、例えばZoomで手挙げ機能で手を挙げる、意見がある際にチャットで答えるという時に、どのように音声システムの時にショートカットを押すとその機能が使えるのかという話等がある。しっかりとそういうことを検証した上で、情報提供をしていかないといけない。

〇　今後さらにICTが使えることが当たり前の世の中になっていくので、その辺りの相談支援というのはとても重要な項目になっていく。支援員の方々はテクノロジーに関しての専門知識も必要となる。例えば音声読上げスクリーンリーダーにもいろいろな種類があるので、どの種類を使っているかによって支援内容を変えていかないといけないので、支援にはかなり高度な知識が必要となる。

〇　最近は、IoTと言ってスマホでいろいろな家電製品がコントロールできるようになっている。これからそういう機器が増えれば増えるほど、利用や支援のニーズは上がるが、それをサポートする人というのは、かなりの知識や技術を持っていないと対応できない状況になっていく。

〇　教育におけるICT機器について、自立活動の時間だけで学校で教えられるかというと時間的には厳しく、機材を全部用意できるかというと難しい。例えば、日常生活用具での給付が地域によっては必ずしもできていないため、子どもたちの学習に支障があると報告されている。この辺りについてもしっかり取り組んでいかないといけない。

〇　ICTに関する合理的配慮をどのようにして受ければいいかについても、ICTとともに学んでおかないと不利益を被ってしまう。ICTの活用支援は本当に広い領域で必要になり、家庭のいろいろな家電製品との連携や、使う機材によっても違いがあるので、そのようなところに対応できるようにするためには、かなりの専門性が必要である。

〇　ICTサポートセンターでは、視覚障がいのスクリーンリーダーや点字についてわかる人たちが教えているところはそう多くはない。これまで、ライトセンターがボランティアを含めてサポートしてきた重要なICT支援の拠点としての機能について、今後もさらに充実させていく必要性があり、なおかつ、県域全体での展開をどうしていけばいいのか考えていく必要がある。

また、相談訓練事業全体に関連する話として、受障した際にスムーズにライトセンターにつながり、必要な相談や訓練を受けられるようにするためには、ライトセンターのことを広く県民に知ってもらう普及啓発が重要であり、各所から発信している情報が現場までは届いていても、現場から当事者に届いていないという問題も大きいのではないかといった意見があった。

同様に、視覚障がい者は自身で情報にアクセスすることが難しい面があるため、相談や支援につながるための情報がその人にとってアクセシブルな形（墨字だけではなく、点字や拡大文字、録音ＣＤ等のあらゆる媒体）で提供されることが重要であるという意見も寄せられていた。

　以上が、相談訓練事業に関する意見である。これらの意見を受け、「各地域に対応可能な相談訓練体制」「視覚障がい児・家族支援」「ICTに関する相談訓練」の３点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項を以下に提言する。

**ア　各地域に対応可能な相談訓練体制**

（提言）

* 各地域において、乳幼児から高齢の視覚障がい者までをカバーできる包括的な相談支援体制が必要であり、その拠点としての機能をライトセンターが担っていくべきである。
* ライトセンターから離れた地域にある市町村をライトセンターの支援員が訪問し、地域における相談・訓練ニーズに応えるべきである。
* 各市町村を巡回するのか、例えば県西地域の市町村に固定したサテライト相談窓口等を設置するのか、実施の方法については市町村等の意見も確認しながら検討されるべきである。
* 巡回相談やサテライト相談窓口の対応を行うため、視覚障がいに関する相談・訓練、市町村等関係機関とコーディネートを行える専門性を持った人材の配置を行うべきである。
* また、ライトセンターに直接来ることのできない視覚障がい者に対しての選択肢を増やすため、オンライン相談支援体制の更なる推進を行うべきである。より多くの人に利用してもらえるよう、積極的な周知を図るべきである。
* イギリスのECLO（Eye Clinic Liaison Officer）を参考に、支援を必要とする視覚障がい者やその家族を、医療から福祉や教育等の適切な支援につなげる役割を担う専門職を、ライトセンターや今後検討が行われるサテライト窓口等に配置することを検討するべきである。
* 眼科クリニック等の医療機関から、福祉や教育等の支援へしっかりとつなげられるよう、スマートサイトとライトセンター等支援機関の連携強化が必要である。

（考えられる効果）

* ライトセンターに来ることのできない視覚障がい児者、その家族に対しても、相談や訓練の提供を行うことが可能となる。
* 市町村の障がい主管課との連携もしやすくなり、相談・訓練から地域の各サービスにつながりやすい状況を作ることができる。
* 医療・福祉・教育等の関係機関の間で、切れ目のない支援体制が構築できる。

**イ　視覚障がい児・家族支援**

（提言）

* 先行する聴覚障がい児支援と同様に、見えにくい子どもや視覚障がい児の早期発見、早期支援、成人に至るまでの切れ目のない支援が行えるよう、ライトセンターがその中核を担う機能として、整備されるべきである。
* その一環として、ライトセンターのキッズルームを有効活用し、定期的に見えにくい子どもや視覚障がい児向けの幼児教室を開催するべきである。幼児教室には、見えにくい子どもや視覚障がい児に関して専門的な相談支援を行え、関係機関とのコーディネートを行える人材を配置するべきである。
* また、幼児教室を卒業した学齢児に対して、定期的な講座やイベントを開催する等、いつでも集まれる環境を提供するべきである。
* 盲学校や関係機関とのより一層の連携により、県内全域の見えにくい子ども・視覚障がい児やその家族へ、よりきめ細やかな相談支援を提供するべきである。中でも、夕方以降の時間帯や土日における相談ニーズに対応できる体制の構築を検討するべきである。

（考えられる効果）

* 早期に見えにくい状況が判明することで、適切な治療や支援につなげることができる。
* 医療・保健・教育・福祉分野が連携できる体制を構築することにより、見えにくい子どもや視覚障がい児、その保護者へ必要な支援やその情報を切れ目なく届けることができる。
* 見えにくい子どもや視覚障がい児、その保護者が日常的に相談できる環境をライトセンターに整えることで、不安や孤独を感じやすい障がい児の保護者支援が行える。
* 定期的に相談に通える環境がライトセンターに作られ、県内全域の親子が集まれる環境を用意することで、地域を越えたつながりや保護者同士、子ども同士の横や縦のつながり（ピアサポートやインフォーマルな相談支援体制）を作るきっかけとなる。
* 盲学校の在籍者が減少する半面、通常の学級の在籍者が増加する等、見えにくい子どもや視覚障がい児の生活環境が多様化する中、視覚障がいのある同級生と過ごしたことのない子どもが増えている。見えにくい子どもや視覚障がい児が県内全域から集まれる環境を作ることで、子ども同士の新たなつながりを作る場となる。
* これら幼少期の横や縦のつながりは、成人後の当事者同士のつながりや当事者活動にも、大きな影響を与えることが予想される。

**ウ　ICTに関する相談訓練**

（提言）

* 今後更に進むであろう社会のデジタル化を踏まえ、パソコンやスマートフォン、生活に必要な情報機器類に関して相談や訓練を行える体制を強化するべきである。
* 訓練については、パソコン・スマートフォン、生活に必要な情報機器類の操作支援に加えて、視覚障がい者が就労に活かすことができるスキルの習得支援等、幅広い訓練を行える体制を整えるべきである。
* 支援体制強化の１つの手段として、支援者の養成を担う専門職を、ライトセンターに配置するべきである。
* また、訓練に必要となるICT関連機器について、必要な経費を用意するべきである。併せて、事業に関連する企業や大学等に協力や支援を積極的に仰ぎ、連携して対応していくべきである。
* これまでICTに触れてこなかった視覚障がい者が積極的にICTを活用できるよう、ICT関連講座への参加を促す等の積極的な働きかけや普及啓発を行っていくべきである。

（考えられる効果）

* 情報障がいとも言われる視覚障がい者にとって、ICTの技術を積極的に用いて生活することで、社会における障がいが減少し、生活が豊かになる。
* 社会のデジタル化が促進されればされるほど、ICTを活用できない障がい者は情報にアクセスすることが難しくなるため、積極的なICT活用を働きかけることで、デジタルデバイドの解消につながる。
* 生活に必要なICT支援だけでなく、視覚障がい者が就労に活かせるスキルを習得できる環境が整うことで、就労の選択肢が拡がる。

**（３）ボランティア育成事業**

県の視覚障がい者支援においては、ボランティアの力が欠かせないものとなっている。

特に、日本赤十字社の理念や活動に賛同したボランティアが集う視援奉は、その活動場所をライトセンターに置き、図書の点訳・音訳、拡大図書の製作、誘導、在宅援助、ITサポート、そしてスポーツやレクリエーションを一緒に楽しむという幅広い支援を無償（一部実費を徴収）で提供している。ライトセンターのプライベートサービスで依頼のあった各種点訳・音訳資料の作成を視援奉が担う等、活動内容はライトセンターの運営と車の両輪のような構造になっている。

また、視援奉以外にも数多くの視覚障がいに関するボランティアが存在している。その数は県内全体で105グループ、約3,000名となっており、県内の視覚障がい者の生活は、これらの人々によって支えられている。

　ここでは、広く一般のボランティアを指す「ボランティア」、ライトセンターで活動する「視援奉」、県内の様々な地域で活動する「地域ボランティア」、今後県として養成を検討するであろう障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた「点訳奉仕員・朗読奉仕員等」を、分けて表記していくこととしたい。

構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* ボランティアの数の捉え方と地域ボランティアの養成
* 各種ボランティアの養成（点訳・音訳、代筆・代読、ICT）
* ボランティアの支援力の向上
* ボランティアの減少と高齢化への対応
* ボランティアの活動基盤の整備

　【ボランティア数の捉え方と地域ボランティアの養成】

〇　ライトセンターで活動する視援奉に登録されているボランティアだけでなく、各市町村で活動している点訳・音訳のボランティアなどを合わせて「県内の視覚障がい者支援のボランティア」として考える必要がある。今後ボランティア数を把握する際に、可能な限り各地域で活動しているボランティアの数も含めていくことにしてほしい。

〇　点訳者や音訳者の養成について、ライトセンターで活動する視援奉だけでなく、他の地域でも行っていかないといけない。

〇　ライトセンターには遠くて行けない人が、地域でのボランティアの支援を受けられるように、それぞれの地域でボランティアを育成してほしい。

　〇　そのために、ボランティア派遣のワンストップ窓口をライトセンターに担ってほしい。

【点訳・音訳ボランティアの養成】

〇　障害者総合支援法の地域生活支援事業には、都道府県必須事業として「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」があり、そこには「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」等が位置づけられている。しかし、点訳や音訳に関する「奉仕員養成研修」は、都道府県任意事業となっている。市町村事業も同様である。その辺りをきちんと養成する方向にいかないと、点訳や音訳をしてくれる人が増えない。県とライトセンターが関係をきちんととって行ってほしい。

〇　点訳ボランティアの養成に関しては、全国的になかなか進んでいない状況である。手話通訳等に関してはかなり養成が行われているのに対して、点訳や音訳に関しては、全国的に実態に追いついていないところがある。この部分については神奈川県だけの問題ではないが、ぜひ神奈川県にリードしていってほしい。

【代筆・代読ボランティアの養成】

〇　ライトセンターでは、専門性のあるボランティアの代筆・代読支援が受けられるので、助かっている。

〇　代筆・代読支援を行うのは難しく、テキストなしにただ読み書きすればいいということではない。代筆・代読支援の中では、その人の財産や生活に直接関係することを扱う必要があり、どこまで対応するかということについては、法律的な知識を含めてかなりの専門性を持っていないと難しい。そのためのマニュアル等をどう作っていくかが重要である。

〇　専門性をしっかりと持った上で、それを継承していけるようにしないといけない。研修体制をどうするか、どう継承していくかというのはとても大切になる。

【ICTに関するボランティアの養成】

〇　現在、視援奉のITサポートのメンバーは減少している。その原因は、パソコンだけのサポートではなく、スマートフォンやタブレットに関するサポートが増えていることにある。教える側もスマートフォン等の機器を用意しておかないと対応ができず、年配のボランティアでパソコンのサポートはできるがスマートフォン等の操作支援は難しいという人が出てきて、人数が減少している。これからは、パソコン以外の機器に対してもサポートできる人を養成しなければいけない。

【ボランティアの支援力の向上】

〇　視覚障がい者への支援として、安全確保は重要である。ボランティアでもガイドでも、誘導においては人の命を扱っているため、その支援内容は同一であるべきである。常に新しい技術を取り入れてほしい。

【ボランティアの減少と高齢化への対応】

〇　ボランティアは高齢の方が多く、若い方が少ないので、技術などの引継ぎ面で今後心配がある。

〇　ボランティアが減少している。かつては主婦層が担い手だったが、共働きで最近は少なくなっている。何でもボランティアにお願いをするのは違う。

〇　ボランティアの担い手を増やしていくためには、学生等への働きかけが必要である。

〇　ボランティアの担い手が変化してきている。例えば、ボランティア養成講座への参加者の年齢層について、以前は40代くらいの若い人が多く講座を受けたが、現在は定年後の人が多い。講座を受講したらすぐに活動ができるかと言うと、講座受講後に自分たちで勉強をして、時間をかけて1人前になる。ボランティアとしての活動に至るには長い時間が必要であることを考えると、定年後の70歳前後の人が講習を受講しても、その後ボランティアとして実際に活動できるかと言うと、期待はできない。

〇　これまでボランティアによる支援で、視覚障がい者の支援ニーズを充足できている部分がある。ボランティア数の減少という課題があるので、将来的に必要な事業について、どう経費をつけて展開していくのか検討が必要である。

【ボランティアの活動基盤の整備】

〇　人口ピラミッドから考えると、このままのボランティアの体制ではいけない。視援奉のメンバーは無償ボランティアを受け入れている人が多いが、将来的に考えるとボランティア数は更に減少する。若い世代は将来的に年金では暮らせなくなってくることが予想され、ボランティアよりも仕事を優先するようになる。そういう世代の人でも、ボランティアに参加しやすい環境整備について、早いうちに考えていかないといけない。

〇　ボランティアの活動をとおして、共生社会を考えていくという積極的な捉え方もできる。センターにとってこのボランティアは非常に重要で、ボランティアが活動しやすい環境整備が必要である。

〇　当事者からは、もっとタイムリーに情報がほしい、柔軟な情報提供が必要だという更なるニーズもあるので、ボランティアを維持、もしくは増やしていく取組みをしないといけない。

〇　ボランティアなくして、現在の視覚障がい支援は成立しない。ボランティアに相当する人々をセンターで雇用して支援できるような体制になればよいが、実現可能性という意味では難しい。

〇　ボランティア団体の数は減少傾向にある。有償ボランティアや有償でサービスが提供できるという仕組みを作っていくことが重要であると同時に、ボランティアがしっかりと活動を続けられるような体制をきちんと守っていく必要がある。当事者からのニーズが減少しているわけではない中で、実際に活動を続けているボランティア数が減少するのは、すごく困ることである。今後のセンターの役割の中で、読書バリアフリーや情報保障と絡めて、すごく大切な柱として位置付けておく必要性がある。

　ライトセンターの取り組む事業の全てにボランティアの力が必要なため、このボランティア育成事業が最も重要で優先すべき事項ではないかという当事者からの意見が出るほど、日々の生活がボランティアに支えられていると感じている視覚障がい者は多いと思われる。

これらの意見を受け、「ボランティアの活動基盤」「ボランティアの活動支援と養成」の２点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項を以下に提言する。

**ア　ボランティアの活動基盤**

（提言）

* これまでライトセンター事業を多岐にわたって支えてきた視援奉の存在は今後も欠かせないものであり、その活動継続を支援していくべきである。
* 現在は活動に必要な機材等を自費で揃えて活動を続けている視援奉だが、必要な機材・資料等にかかる費用及び活動環境を県として確保し、活動を安心して継続できる環境を整備していくべきである。
* 視覚障がい者へのアクセシブルな情報を安定して提供していくため、これまでライトセンターで行ってきた点訳や音訳、代筆・代読等の視援奉の支援を発展させ、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成を行い、情報提供や意思疎通支援の環境の整備を検討するべきである。（再掲）
* 具体的には、ライトセンターにて障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられた点訳奉仕員・朗読奉仕員等を養成し、点訳奉仕員・朗読奉仕員等の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである。（再掲）
* また、これらの制度により認定登録された点訳奉仕員・朗読奉仕員等に対して、活動時間もしくは成果物に対して一定の賃金や謝礼が支払われる仕組みを確立することを検討していくべきである。（再掲）

（考えられる効果）

* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成、認定登録の仕組みを構築することで、点訳や音訳、代筆・代読等の質が一定に保たれ、安定的にサービスが提供されるようになる。（再掲）
* 点訳奉仕員・朗読奉仕員等を県として養成登録していくことで、読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて増加が見込まれる点訳や音訳への製作ニーズにも対応していくことができる。（再掲）
* 現状では提供に半年前後の時間を要する音訳についても、朗読奉仕員として人員がある程度確保されることで、よりタイムリーな図書提供が可能となる。プライベートサービスへのニーズにも応えやすくなる。（再掲）
* 今後、さらにボランティアの確保が難しくなると思われる社会において、ボランティアの活動環境がきちんと整備されていることで、ボランティアの負担が軽減し、ボランティア数の減少を食い止めることにつながる。同様に、ボランティア活動を行いたいと思った人に対して、活動開始へのハードルを下げることにもつながる。

**イ　ボランティアの活動支援と養成**

（提言）

* 音訳、点訳、拡大図書、誘導、代筆・代読、ICT訓練、スポーツレクリエーション等を行うボランティア活動について、ライトセンターにおける視援奉の活動のみならず、地域において活動するボランティアについても積極的に育成、活用する体制の構築を行うべきである。
* 具体的には、現在行われているボランティア養成講座の回数や内容を拡充し、さらに現在ボランティアとして活動している人への現任者向け講座等を増設する。県全体で、視覚障がい者支援に携わる人のスキル向上を目指すべきである。
* 講座等において県全体のボランティアの支援力を底上げした上で、支援を必要とする視覚障がい者に地域ボランティアをつなげられるよう、ライトセンターが地域ボランティア派遣のワンストップ窓口としての機能を担うべきである。
* ワンストップ窓口の機能やその方法については、地域のボランティア団体等の意見も確認し、体制の構築を検討するべきである。

（考えられる効果）

* ライトセンターにおける視援奉の活動だけでなく、地域で活動を行う地域ボランティアの養成を積極的に行うことができる。
* 県内全域の地域ボランティアを対象とした養成講座や現任者向け講座を積極的に行うことで、支援力の向上が図られる。視覚障がい者がどの地域に住んでいても、一定レベル以上の支援を受けることができ、支援提供に関する地域間格差が減少する。
* 合理的配慮の考え方の浸透により、今後さらに増加が見込まれる点訳や音訳、その他ボランティアに求められる支援について、視覚障がい者のニーズに応じて、待たせることなく必要なタイミングで必要な支援を提供できるようになる。
* ボランティア派遣のワンストップ窓口機能をライトセンターが担うことで、県内全域のボランティア情報を一括で把握できているため、よりニーズに合った適切なボランティア派遣をスピーディに行うことができ、視覚障がい者の生活の質が向上する。

**（４）スポーツ振興事業**

現在の施設に移転したと同時に開始されたスポーツ振興事業は、検討会やヒアリングの場においてもその存在意義やニーズが多く語られ、中でもプールの運営に関しては、様々な意見が上げられている。

構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* 地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援
* ライトセンターのスポーツ施設の継続
* ライトセンターのスポーツ施設の改善
* ライトセンターのスポーツ施設の一般開放
* ライトセンターのスポーツ施設の縮小

【地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援】

〇　地域のスポーツ施設の環境を、視覚障がい者が利用しやすいように整えることが、ライトセンターの役割ではないか。これからは一般の人たちと一緒に使えるスポーツ施設を増やしていってほしい。自分で積極的に開拓していくことも大事である。

〇　視覚障がい者個人が民間のプール等の施設に会員登録に行くと、断られるのが現状である。断られなくても、付き添いが必要なことも多い。実際に断られたという例も聞いているので、アウトリーチとしてライトセンターのスポーツ指導員が同行し、利用できる施設を開拓していくことが重要ではないか。

〇　改正障害者差別解消法の施行が予定されており、すべての事業者に対して合理的配慮が義務化される。もし万が一、利用を拒否するスポーツ施設があったとすると、これは指導の対象になる。視覚障がい当事者からすると、施設の利用拒否は異議申し立てをできる内容である。

〇　一般のスポーツ施設を利用できるのは高い能力を持った視覚障がい者である。その高いスキルを身に着けるための訓練が必要である。

〇　最近は、県立スポーツセンターで水泳教室を行っているが、ライトセンターが出向くことでスポーツセンター側も視覚障がい者への合理的配慮がわかってくる。ライトセンターから遠い場所でも地域のスポーツ施設を利用できるように、県全域で取り組んでほしい。スポーツの介助をする支援者を養成することが必要である。

〇　過去にはライトセンターで水泳大会を行っていたが、会場を地域のスポーツセンター等に分散して行えばよいのではないか。一般の人にも見てもらうことで、視覚障がい者への理解の促進につながると思う。

〇　移動ライトセンターのスポーツ振興版として、水泳や水中運動など、アウトリーチ事業として拡げていく。そういった活動は、当事者の口コミで拡がっていくことが多いので、地域の福祉協会や疾患別の団体と話をしていくことも大事である。視覚障がい者団体とコミュニケーションを取って、行っていくべきである。

　【ライトセンターのスポーツ施設の継続】

〇　老朽化による改修が必要で、多額のお金がかかるのは30年も経っていたら当然である。改修は行ってほしい。

〇　ライトセンターのプールほど視覚障がい者に配慮されたプールは他にないので、有効活用してほしい。

〇　地域にもスポーツ施設があるが、一般的なジムやプールでは視覚障がい等があることで注目を浴びてしまう。ライトセンターは、安心して利用できる。

〇　スポーツに関しては、ライトセンターでの体験が初めての体験で、それまで視覚障がい者がスポーツを行うという常識がなかった。利用者が少ないということで、切り捨てるというのはとても残念である。

〇　一般のプールだと他の人とぶつかってしまって危ない。利用者が少ないからやめるのではなく、利用者が少なくないと使うことができない人もいる。

〇　以前行っていた夏休みの小学生向けプール教室がとてもよかったので、継続してほしい。

【ライトセンターのスポーツ施設の改善】

〇　保護者や支援者がサポートできるよう、ライトセンターの更衣室に、ユニバーサル更衣室やカーテンで区切ることのできる場所があるとよい。

〇　ライトセンターのトレーニングルームは狭い（２人しか使えない）ので、使いたいときに使えるようになるとよい。

【ライトセンターのスポーツ施設の一般開放】

〇　今後、プールは高齢者など一般の方も利用できるようにするといいのではないか。一般の方の視覚障がい者理解にもつながる。ただし、一般の方の人数制限や視覚障がい者優先利用時間等を設けることは必要である。

〇　ライトセンターのプールの利用が少ないということで、他の障がい　者の利用を開始したが、それを諦めたということがとても残念である。こういうことが、一般のスポーツ施設でも起きる。こういう体験を残すことができなかったのが、ライトセンターのプール利用者数を増やせなかった１つの原因かと考える。

〇　最近は、ボッチャやフライングディスク、ローリングバレーなど、障がいの有無や種別に関わらず、楽しめるスポーツが増えてきている。（プールやトレーニングルーム等の一般公開は施設の規模を考えると難しいかもしれないが、）ライトセンターの体育館を利用して、これらのスポーツの体験会や大会などをやってみるのはどうか。

【ライトセンターのスポーツ施設の縮小】

〇　ライトセンターのプールに慣れている利用者は視覚障がい者専用がよいと感じているかもしれないが、ライトセンターのプールが利用できなくなってからは、他の場所や手段で運動しようとしている人も増えている。

〇　視覚障がい専用のスポーツ施設について、心強いと思うことは特にない。ガイドヘルパーがいて、施設側がきちんと配慮してくれれば地域のスポーツ施設利用で十分である。

〇　ライトセンターのトレーニングルームが安心ではあったが、遠方から通うのは難しい。体育館などをイベントや大会で時々利用するのはよいが、日々ライトセンターに通って利用するかと言われると微妙である。

以上が、スポーツ振興事業に関する意見である。以前、ライトセンターのプールの継続に関する当事者や関係者からの嘆願書が県に提出された経過や、検討会での上記の意見を踏まえ、「地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援」「ライトセンターのスポーツ施設」の２点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項を以下に提言する。

**ア　地域のスポーツ施設における受け入れ体制への支援**

（提言）

* 視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるよう、また、ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設での視覚障がい者理解を促進するため、まずはライトセンターのスポーツ企画をいろいろな施設へ出張して実施し、その手法等をスポーツ施設の人に実際に見て学んでもらうべきである。
* 一方、視覚障がい者が地域のスポーツ施設の利用を開始するきっかけとなるよう、ライトセンターが地域のスポーツ施設訪問の機会を提供することが必要である。各地域に根差した団体等に協力を得る等して、地域におけるスポーツイベント周知を積極的に行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設を視覚障がい者が利用する際、必要な合理的配慮等を含めて安心安全にスポーツを行えるよう、ライトセンターが指導員を派遣する等して、地域におけるスポーツ環境の整備を図るべきである。

（考えられる効果）

* 地域のスポーツ施設の受け入れ体制が整うことで、視覚障がい者はより自分の住まいに近い場所で、日常的にスポーツを楽しむことができるようになる。
* 地域のスポーツ施設の利用が促進されると、視覚障がい者と地域の人との交流が生まれ、一緒にスポーツを楽しむことができるようになる。これは、１つの共生社会の実現につながる。

**イ　ライトセンターのスポーツ施設**

（提言①スポーツ施設の継続）

* ライトセンターのスポーツ施設は、継続していくべきである。
* 今まで同様、プールを含むスポーツ施設を指定管理者が運営するか、もしくは、スポーツ施設の運営は安全上専門的な技術が求められるため、指定管理者をライトセンター本体の運営とは分けることも含めて検討されるべきである。
* 現在の規模を維持してスポーツ施設を継続していくために必要な場合、視覚障がい者以外の人も利用できるよう、近隣住民等に公開することも検討されるべきである。その際には、一般利用の人数制限や視覚障がい者優先利用時間を設ける等、運営の方法は綿密な検討が行われるべきである。
* また、ユニバーサル更衣室等、障がい当事者の声を参考に、より利用しやすい環境になるよう修繕等を行うべきである。

（考えられる効果①スポーツ施設の継続）

* 視覚障がい者に配慮されたスポーツ施設を継続することで、様々な状況にある視覚障がい者が、須らく安心してスポーツを楽しむことができる。
* スポーツ施設の一般開放を行うことで、晴眼者を含む県民にライトセンターや視覚障がいについて知ってもらうことができ、視覚障がいや視覚障がい者の理解促進につながる。
* 改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が義務化されても、地域の全てのスポーツ施設がすぐに安心して使える施設に切り替わるわけではない。そのための働きかけは別途行っていく必要があるが、地域のスポーツ施設の受け入れ体制が整うまで、移行期間として対応を行うことができる。

（提言②スポーツ施設と地域スポーツ振興のバランス）

* 共生社会を目指す中では、ライトセンターのスポーツ施設という限られた場所ではなく、広く一般の人と同様に視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるようにしていくべきである。
* ライトセンターまで通えない視覚障がい者が多くいることも考慮し、地域のスポーツ施設における視覚障がい者の受け入れ体制支援を、ライトセンターが中心となって行っていくべきである。
* 地域のスポーツ施設における受け入れ体制の構築を進める中で、予算や人員等が課題になる場合は、ライトセンターのスポーツ施設の縮小もしくは廃止についても、慎重に検討が行われるべきである。
* その際には、スポーツ施設の全てを継続か廃止として考えるのではなく、プール、トレーニングルーム、体育館等、その機能や役割ごとに検討が行われるべきである。
* 中でも、修理やランニングコストに莫大な経費がかかるプールについては、ニーズや役割を改めて把握・整理し、廃止も含めて慎重に検討されるべきである。

（考えられる効果②スポーツ施設と地域スポーツ振興のバランス）

* 地域のスポーツ施設を視覚障がい者が利用していくことで、地域の人々とともにスポーツを楽しむことができる。
* 視覚障がい者による地域のスポーツ施設利用が促進されることが、今後の地域共生社会を考える上では重要である。地域のスポーツ施設へ積極的な働きかけを行うことに予算や人員を充てられることで、地域での支援体制整備が行われやすくなる。

**（５）普及啓発事業**

視覚障がいとは何か、視覚障がい者とはどういう状況の人のことなのか、どんな支援が必要なのか、そもそもライトセンターというのは何ができる場所なのか…。視覚障がい者やボランティアにとっては何十年も前から支援や活動の拠点となっているライトセンターも、晴眼者を含む一般県民にはまだまだ認知されていない部分も多いと思われ、これまで述べてきた各事業の利用促進にも関連する重要な事業として、普及啓発事業が存在している。

検討会では、必要な普及啓発やそのために関係機関が連携すること等について、幅広い意見が挙げられている。

構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* ライトセンターに来られない人への積極的なアウトリーチ
* 安全を守るための普及啓発
* 利用者数を増やすための普及啓発
* ボランティアや支援者を増やすための普及啓発
* わかりやすい情報提供
* 晴眼者への普及啓発
* 病院や関係機関への積極的な周知
* 弱視の人の利用を促す周知
* 福祉教室への社会モデルの適応

【ライトセンターに来られない人への積極的なアウトリーチ】

〇　移動ライトセンターはこの２、３年はコロナ禍で出来なかったのかもしれないが、今後の方向として、ライトセンターから離れた地域にアウトリーチで出ていかないといけない。

〇　移動と読み書きが視覚障がい者にとってはネックになることが多い。視覚障がい者を遠くまで移動させることを考えるのではなく、視覚障がい者の暮らす地域に支援者が出ていくことが必要である。

〇　移動ライトセンターの活動をより拡大するべきである。スポーツならスポーツ、ITならITなど企画を絞って移動ライトセンターを行うとよい。相談訓練に関しても、ライトセンターからアウトリーチをかけていく必要がある。

【安全を守るための普及啓発】

〇　昨年、今年と続けて踏切での視覚障がい者の事故が起こっている。点字ブロックの敷設に関するアドバイス、駅の階段の不具合について鉄道会社への改善申し入れ、県警の高度化ピックスの体験会への協力等、ライトセンターにおいて様々な啓発活動を行ってきている。今後も引き続き、視覚障がい者の安全を守るために必要な啓発活動を続けてもらいたい。

【利用者数を増やすための普及啓発】

〇　登録者数について、登録者を増やすための努力を今後していかないといけない。

〇　様々な機会でライトセンターを知らない方や利用されていない方を掘り起こし、利用促進を図る必要がある。

【ボランティアや支援者を増やすための普及啓発】

〇　同行援護従業者と、代筆・代読や意思疎通支援の従業者の養成等、関係機関が行っている研修等に関しても、ライトセンターから広報していけると、従業者やボランティアは増えていく。

【わかりやすい情報提供】

〇　何ができる施設なのかがよくわからないのでライトセンターには行けていない。もっと詳細な情報を公開してほしい。

〇　現在のプールの利用停止について、コロナ禍だからと思っている人もおり、老朽化がその理由にあることが利用者に伝わっていない。

〇　サピエ図書館やデイジー図書の郵送をしてくれることについて、もっと早く知りたかった。プライベートサービスについても知らなかったので、必要な情報が当事者にしっかり伝わるように広報してほしい。

〇　在宅者援助の中で代筆・代読支援を行っているが、あまり知られていない。内容をわかりやすく周知していく必要がある。

【晴眼者への普及啓発】

〇　ライトセンターを知らない人たちに情報を届けた方がいい。県のたより等で広く県民に紹介してほしい。

〇　「点字ブロックにものを置かないで。見かけたら声をかけて。」など　お願いばかりだとお互いにストレスになる。固く啓発という感じではなく、視覚障がい者と晴眼者双方が楽しめるイベント等を通して、交流をもっとポップにできるとよい。

〇　視覚障がい者を知ってもらうという点で、ライトセンターの会議室を一般の方にも利用してもらうのはどうか。

〇　小学校４年生で福祉の勉強をする。子どもは元々偏見がないのに、大人の影響によって凝り固まった思考になると感じている。４年生くらいの年齢で障がいの勉強をするのはよい機会である。もう少し小学生への障がい理解の促進が拡がるとよいと思う。

〇　誘導を行っていると街の中で障がい者への理解が足りないと感じることがある。白杖を持っている人へ、声をかけている一般の人を見かけない。どのように声をかけていいのかわからないのかもしれない。普及啓発の中で、学生や公務員（消防や警察）に、理解を促す活動をしてほしい。小さい時からできることがあるということを、ライトセンターがもっと普及してほしい。

【病院や関係機関への積極的な周知】

〇　見えなくなってからライトセンターとつながるまでに時間がかかってしまう。診断を受けた時点で、ライトセンターのような施設があると知れるとよい。積極的にライトセンターの必要性を眼科にも発信して伝えていく必要がある。

　〇　支援をしていて中途失明の方はとても不安が強いと感じている。段々見えなくなる方への支援を、眼科医と連携して考える等の支援が必要である。

　〇　乳児は障害者手帳をすぐに取得するわけではなく、市町村の手帳関係の窓口に向かうことは少ない。まずは診断や障がいの受容から始まるので、地域で相談機関へつながれるようにしていく必要がある。医療機関への普及啓発も重要である。

〇　今までの利用者を大切にしつつ、新たな利用者をもっと戦略的な方法で増やしてほしい。福祉と医療がいかにつながるかが大事。医者や手帳交付窓口である役所と連携して、いつでも情報を取れるように整備してほしい。入口は誰でも医療であり、手帳取得まで行ける人は一部だけなので、まずは医療とつながることが大事である。

【弱視の人の利用を促す周知】

〇　弱視の人の目線に立って、弱視でもライトセンターに行ってもよいと思えるような周知をしてほしい。

〇　ロービジョンの人に関しては、スマートサイトかもめの整備により、支援機関に結び付く手掛かりが増えてはいる。スマートサイトの活用や、病院への働きかけは重要である。

〇　実質的な意味でのスマートサイトと相談支援とのつなぎがうまくできているかと言うと、まだまだこれからの課題である。理想で言うならば、いろいろな制約が比較的かかりにくいライトセンターが、そういった役割の中心を担っていただきたい。

【福祉教室への社会モデルの適応】

〇　現在、ライトセンターの行っている福祉教室は、障がいを個人モデルとしたもの。社会モデルの考え方で福祉啓発活動も行うべきである。

以上が、普及啓発事業に関する意見である。これらの意見を受け、「地域への積極的なアウトリーチの展開」「市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携」「県民への視覚障がい理解の促進」の３点に関して、ライトセンターが今後取り組むべき事項を以下に提言する。

**ア　地域への積極的なアウトリーチの展開**

（提言）

* これまで行ってきた移動ライトセンターについて、普及啓発事業だけでなく、その他の事業においてもそれぞれ計画を立て、積極的に地域に出向いてアウトリーチ支援を行っていくべきである。
* 情報提供事業、相談・訓練事業、スポーツ振興事業、ボランティア育成事業において、地域に出向いて行える内容をそれぞれ検討し、時には複数事業が連動しながら、地域での取組みを行っていくべきである。
* また、ライトセンターだけではなく、それぞれの地域で活動する関係機関と連携し、工夫しながらアウトリーチを行っていくべきである。
* 普及啓発としての移動ライトセンターは今後も継続し、地域に訪問して広く一般県民に視覚障がいやライトセンターのことを伝えていくべきである。

（考えられる効果）

* ライトセンターに来られない当事者や支援者が、地域にいながらにしてライトセンターの提供するサービスを受けられるようになり、地域間格差の是正につながる。
* アウトリーチを展開する中では、市町村との連携も発生するため、市町村に対してもライトセンターや各事業について理解を深めてもらうきっかけになる。
* 各種イベント等を地域に出向いて実施することで、広く一般県民に視覚障がい者や視覚障がいについての理解を促進することができる。
* ライトセンターについて広く一般県民に伝えていくことで、受障した人や支援を必要としている人にライトセンターの情報が伝わりやすくなる。

**イ　市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携**

（提言）

* どの地域、どのライフステージにいる人でも、早期に適切な情報提供や支援を受けられるよう、受障後早い段階でライトセンター等の相談機関につながれるようにするべきである。
* そのために、ライトセンターは、市町村、医療機関、教育機関等との積極的な連携を行っていくべきである。
* 視覚障がいになってから手帳を取得するまでにはある程度の時間がかかるため、まずは医療機関からライトセンターに繋がるための仕組み作りを行うべきである。
* また、手帳取得の際に必ず訪れる市町村の障がい福祉主管課に対し、ライトセンターや県の視覚障がい者支援についてまとめた啓発物をおく等、情報提供を積極的に行っていくべきである。
* 各機関がそれぞれ行っていた普及啓発について、合同で行うことが効果的と思われる内容等を整理していくためにも、既存の会議体等を利用して県内の視覚障がい者支援に関わる機関が集まり、現状や課題、取り組むべき内容を整理できる場を作っていくべきである。

（考えられる効果）

* これまで各機関がそれぞれ行っていた視覚障がい者支援に関する普及啓発について、合同で行える部分や補い合える部分が出てくることで、情報や支援を必要としている視覚障がい者に情報が届きやすくなる。
* 視覚障がい者支援に必要な機関等が一覧になった啓発物を作成して啓発に利用することで、視覚障がい者やその家族、関係者がライトセンターだけではなく視覚障がい支援を行う県内の各機関につながりやすくなる。

**ウ　県民への視覚障がい理解の促進**

（提言）

* 晴眼者を含む一般県民に対し、各種広報や県の媒体を用いて、視覚障がいやライトセンター、ボランティア活動等に関する積極的な周知を行うべきである。

（考えられる効果）

* 視覚障がいや視覚障がい者、ライトセンターの存在を知らない人に対して、まずは知ってもらうことが重要である。正しく知ってもらうことで視覚障がいや視覚障がい者を身近に感じられるようになり、偏見や差別の解消につながる。
* 視覚障がい者にとっての社会的な障がいが何かについて理解を得ることで、視覚障がい者の社会生活に必要な合理的配慮を得やすい環境作りにつながっていく。
* 視覚障がい者だけではなく、晴眼者も含んだ県民全体への普及啓発を行うことで、身近な人が支援を必要とした時に早期にライトセンターにつながれるようになる。

**（６）その他の提言**

これまで、ライトセンターの５つの事業について構成員の意見や提言をまとめてきた。そのどの事業にも当てはまらない、もしくはどの事業にも共通している、視覚障がい者支援やライトセンター運営を行う上で非常に重要である事項について、最後に触れておきたい。

　構成員から出た主な意見は、次のとおりである。

* 視覚障がい者の就労支援
* ICTに関する新しい取組み
* 居場所としてのライトセンター
* ライトセンターの開所時間
* ライトセンターの専門性
* 指定管理者制度の適用と指定管理費

　【視覚障がい者の就労支援】

〇　就労支援について、30年前はパソコンが普及しておらず、視覚障がい者は針きゅうあんまマッサージの職に就くことが多かった。一晩で目が見えなくなることもあるが、その時に今までやったことのない針きゅうあんまマッサージの仕事に就くのか。それまで仕事をしていたとしても、見えなくても働けると知らないと苦しくなって辞めてしまう人が多い。

〇　見えなくても働けることを周知していかなければならない。就労訓練サポートがなく、どう働いていくかを悩んでしまう。在職者訓練が東京都にはあるが、県では行っていない。音声パソコンのことを知らない人もいる。ジョブコーチによる視覚障がい者へのサポートがない。神奈川県ではそういう状況を打破してもらいたい。

〇　長年働いていた人が継続して働けることが雇用側にとっても就労側にとっても大事である。全国の視覚障がい者が求めていることなので、神奈川県が主導してやってほしい。働いて税金を納めるようになるので価値があることである。

〇　見えなくても働けることを周知していく必要がある。医療機関にもっと発信してほしい。視覚障がい者への就労訓練サポートがない現状を、打破してもらいたい。

【ICTに関する新しい取組み】

　〇　ICTを活用した新しい技術Auris[[4]](#footnote-4)を用いた長谷寺での体験に参加した。こういった仕組みに関しては、観光地等では非常に有益であるが、日常生活の移動等においての活用は、まだ検討するべきことがある。

〇　駅で点字ブロックにQRコードをつけてそれをスマートフォンで読み取るという方法や、音声で視覚障がい当事者が自分のスマートフォンのカメラを使って遠隔操作でサポートしてもらうものもある。どちらのサービスにしても、スマートフォンを手に持って歩かないといけない。一般の人たちに歩きスマホをやめてほしいとお願いをしている中で、我々がそれをやってしまっていいのか。スマートフォンやパソコンの操作にしても、その前の操作等をどう習得するかかが大事である。

〇　ICTを移動で使うところにはまだ課題もあるので、そこをしっかりと押さえていかなければいけない。それを使うかどうかにしても、スマホ等を視覚障がいのある人が自分だけできちんと操作できるような技術を身につけておかないといけない。

〇　駅の誘導については、東京の場合には、東京都盲人福祉協会のトレーニングを受けた上で、ホームドアがついているホームだけで点字ブロックのQRコードシステムを使えるという仕組みになっていた。神奈川県でそういうことをやろうとすると、東京都盲人福祉協会に相当するものをどこが担うのか。必要な訓練をする際に、もし転落等に繋がってしまったら大変なことになるので、これまでの報告にプラスアルファでICTを使った訓練をどう考えていくかというところを、しっかり専門性を持って検証していく必要性がある。

　【居場所としてのライトセンター】

　〇　コロナ禍で閉館していた時期があったが、ライトセンターに来ると安心する人たちがいる。1度も閉じていない施設もある中で、ライトセンターはすぐに閉めてしまう。ライトセンターに来れば集えるので簡単に閉じないでほしい。ライトセンターには視覚障がい者が集える場所としての機能を維持して欲しい。

　〇　ライトセンターに来たら音楽やスポーツの楽しみがある。すべてをなくしてしまうのではなくて、ライトセンターに来るということが大事であることを理解して欲しい。ライトセンターは安心する場所である。

〇　ライトセンターのような場所が、上下左右につながれる集いの場であってほしい。

【ライトセンターの開所時間】

〇　学校や仕事の後に運動をしに行きたいが、今は夕方に閉まってしまうので、ライトセンターを利用することが出来ない。

〇　閉館時間が早く、社会参加している人たちは利用できない。社会に自立している視覚障がい者が利用できるよう、毎日でなくてもいいので働いている方も来られるように夜間も開けてほしい。

　【ライトセンターの専門性】

〇　ライトセンターのような専門性を求められる施設で、職員が短期間で異動するというのはよいことではない。常勤職員が減っており、施設の持つ目的が達成できなくなる。

〇　ライトセンターの職員には高い専門性が求められるが、専門の知識を持つ職員が少なくなっている。熱心に学んではいるが、数年で異動になる。引継ぎがされていないことも多い。職員数が減っていることで聞きたくても聞ける相手がいないのではないか。人員数や配置を検討すべきである。

　【指定管理者制度の適用と指定管理費】

　〇　指定管理者制度の中での対応には、予算や人員体制などを含めて難しさがあると感じる。

〇　指定管理の金額を大幅に増やす、期間を倍以上に伸ばすということをやっていかないと、今行っている事業を維持していくことはきっと難しい。

〇　ライトセンターがやっているサービスの価値というのは、とても今の委託料ではきかないぐらい多くのものである。今は何とか日本赤十字社やボランティアの努力で支えられてきているので、もう少し県が努力できるようなことを考えなくてはいけない。

　〇　指定管理料の中の人件費が７割程度ということだが、これにはボランティアの分が入っていない。ボランティアが担当している部分を含めると、より多くの経費がかかる。

〇　ボランティアだけに依存するのではなく、本来きちんと国や自治体が予算をつけてやらなければならない部分については、きちんと予算化していく必要がある。実際にその計算をすると莫大な金額になるので実現可能かどうかは別として、センターを支えていくためにはこれからいろいろなところでボランティアによって支えられ、経費が発生してこなかった部分の予算化を訴えていく必要性がある。

　以上が、５本の事業以外の事項やどの事業にも共通して重要と思われる事項についての意見である。これらの意見を踏まえ、「ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持」「ライトセンターに備えるべき機能」「県民にとって利用しやすい施設であるために」の３点に関して、以下に提言する。

**ア　ライトセンターの指定管理のあり方と専門性の維持**

（提言）

* 利用者のニーズに応えられる質の高いサービスを提供するために、指定管理者制度がライトセンターの運営に適しているのかを検討するべきである。
* 指定管理者制度の適用が必要な場合、高い専門性を継承していくためには、指定管理期間の５年が適切な期間であるのか、指定管理期間の10年程度への延長も含めて検討されるべきである。
* これまでと同様、視覚障がい支援におけるボランティアは必要な存在であるが、ボランティアの存在だけに頼るのではなく、これまで経費として計上されてこなかった費用を確認し、必要経費を指定管理費として用意できるように検討されるべきである。
* 専門性を持った職員によるサービス提供のためには、長い年月をかけた人材の育成が必要であり、そのためには指定管理費の増額が検討されるべきである。
* 指定管理費に限りがある中で、指定管理業務として行う事業内容を再考し、視覚障がい者に本当に必要とされている支援が何か、そしてそのうちどこまでを指定管理業務として行うのか、本検討会の意見をもとに検討されるべきである。

（考えられる効果）

* 視覚障がい者支援は、見えないことによって起こり得る危険を避け、自分では得ることの難しい情報の提供を保障する等、視覚障がいやその特性について、更には支援の内容に応じた高度な知識を持った支援者が必要となる。長期スパンでの安定した雇用ができることにより、高い専門性を持った支援者の雇用が可能となる。
* 高い専門性を持つ人材の確保や育成は、現行の指定管理者制度の５年という期間や、経費節減を基調とする制度の影響を大いに受けていると思われるため、そのあり方を見直すことで必要な事業に必要な人材を置くことができ、本来ライトセンターが求められる専門性の高いサービスの提供を行うことができる。
* 今までボランティアが無償で担っていた役割について、県として必要な予算を確保していくことで、今後ボランティア数の減少等が進む可能性もある社会において、支援の持続的な提供が可能となる。

**イ　ライトセンターに備えるべき機能**

（提言①）

* 企業や大学等が行うICTを用いた先進的な視覚障がい者支援の実証実験等について、ライトセンターが視覚障がい者支援の拠点として協力できる体制の構築を行うべきである。

（考えられる効果①）

* デジタル化が一層進む社会において、視覚障がい者のICTに関する相談訓練の重要性は前述したとおりであるが、併せて、ライトセンターが先進的な取組みに率先して協力していくことで、未来の視覚障がい者の生活を豊かにする取組みが前進していく。

（提言②）

* ライトセンターの指定管理業務以外の取組みとして、ライトセンターの指定管理を受ける事業者が、同行援護等の障害福祉サービス事業所の指定を受け、視覚障がい者が必要とするサービスを提供していけるよう、柔軟に検討されるべきである。

（考えられる効果②）

* ライトセンターが無償で行ってきたサービスについてはその機能を維持しながらも、指定管理業務外で障害福祉サービスが提供できる体制を構築することで、視覚障がい者にとっては安心して質の高い福祉サービスの提供が受けられるようになり、サービスの選択肢がさらに広がる。

（提言③）

* 読書バリアフリー法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行により、一般の事業者や公官庁から合理的配慮のための点訳や音訳のニーズが増加することが見込まれる。そのニーズ応えるために、ライトセンターとして果たせる新しい機能や役割があるか検討されるべきである。

（考えられる効果③）

* 各所で提供される合理的配慮に必要な点訳や音訳について、製作ができる場所や機関は限られている。古くから音訳や点訳を行い、そのノウハウを全国的に伝えてきたライトセンターの更なる活用が、視覚障がい者が当たり前のように合理的配慮を受けられる環境を整えることにつながっていく。

**ウ　県民にとって利用しやすい施設であるために**

（提言）

* 視覚障がい者支援の拠点として、県内全域の当事者にとって利用しやすい身近な施設として役割を果たすべきである。開所時間や利用規約についても、利用者のニーズを的確に把握する中で、適宜そのあり方が検討されていくべきである。
* 地域共生社会の考え方のもと、地域における視覚障がい者支援が進んだ社会においても、ライトセンターは県内全域の視覚障がい者やその支援者がいつでも安心して集い、繋がれる場所であり続けるべきである。
* さらに、視覚障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう、視覚障がい者の社会的障壁を取り除いていく必要がある。そのためには、地域住民の視覚障がい者理解が促進されることが重要であり、そのために必要な役割をライトセンターが担っていくべきである。

（考えられる効果）

* 子どもから高齢者まで、どのような環境にいる視覚障がい者にとっても利用しやすい施設となる。
* 視覚障がい者が、地域で安心して過ごせる環境、ライトセンターのような視覚障がい者が集える環境、その双方が整備されることで、視覚障がい者の選択肢が増え、生活の質が向上する。

**おわりに**

（中野座長に御執筆いただく予定です。）

1. 参考：障害者権利条約パンフレット（外務省2018年） [↑](#footnote-ref-1)
2. 協力関係団体等一覧(順不同)：

   神奈川県視覚障害者福祉協会、神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団、神奈川県立平塚盲学校PTA、神奈川県立平塚盲学校乳幼児相談、View-Net神奈川、ひよこの会 [↑](#footnote-ref-2)
3. 眼科等で失明を告知される人を支援するイギリスの制度であり、医療と福祉の橋渡しをする役割を担う。 [↑](#footnote-ref-3)
4. （株）GATARIの提供するサービス。現実空間とデジタルコンテンツを重ね合わせて表示し、融合させるMR（複合現実）技術。現地でアプリケーションをかざすと階段が何段あるなどの音声をきくことができる。体験するためには、レンタルデバイスかスマートフォンの使用が必要。 [↑](#footnote-ref-4)